

泉大津市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府が全国に先駆けて実施している「働きたくても、働けない人」の雇用・就労支援事業を積極的に取り組んでまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

雇用創出につながる地域産業の活性化を図るため、大阪府との緊密な連携とともに商工会議所等関係団体との情報収集に努めてまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

経済に活況感が出ているとの報道もありますが、泉州地域は中小企業が多く有効求人倍率が0.68(第2四半期平均)と低位を推移しています。このため、ハローワークが実施している求人開拓と大阪府や企業が取り組む優秀な人材確保等との連携を図り取り組んでまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

就職困難者の就労相談を実施し、必要に応じて「大阪府若者サポートステーション」と連携を図っています。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

労働政策課において労働相談・就労相談など労働行政に取り組んでいますが、大阪府等の労働研修を積極的に受講し充実に努めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

人的資源への投資につきましては、地域の関係諸機関が中小企業の人材育成を目的として実施する人材育成研修への補助などの「人材育成事業」の内容を充実し、関係諸機関との連携を通じて、人的資源への投資などを含めた中小企業施策を積極的に講じてまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪産業施策の構築には、大阪府と各市町村が連携し、「大阪産業・成長新戦略」に基づき各種事業を展開していくことが重要であると考えております。また、「大阪産業・成長新戦略」にも示されておりますように、アジアとの交流促進も重要であることから、日本がアジアと世界の架け橋となるアジアゲートウェイ構想と融合し、磐石な大阪産業施策を構築できるよう、関係諸機関を通じてその実現について要望してまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市においては、地方交付税の総額抑制・市税収入の低迷のなかで、過去の公共事業に伴う34億円を超える公債費負担や団塊の世代の退職手当の急増など、依然として厳しい財政状況です。この厳しい財政状況を克服するため、市長就任以来一貫して「ムダ、ムリ、ムラ」をなくしたより簡素で効率的な行財政運営を心がけ、また市長自らも実践し、社会環境の変化や多様な市民ニーズに機敏に対応してまいりました。

平成20年度も、平成19年度から取り組んでいる「いずみおおつ再生・未来プラン」に基づき、

地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に、より一層取り組んでまいります。さらに、全会計を通じた歳出の徹底した見直しと重点化を進め、歳入面でもあらゆる財源の確保に取り組むなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ってまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市の財政運営にあたっては、負債を次世代に先送りすることのないよう収支の均衡を図りつつ、事業・施策の選択と集中に努めています。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

MR IやCTなど高度な最先端医療機器を用いる検査や数名の専門医師がチームで行う高度な手術などは市立病院で行い、快復後はかかりつけ医にお返しし日常の健康を管理していただく、いわゆる病診連携を進めております。また、病状によっては専門の医師がいる他病院へ患者を紹介する病病連携にも、地域医療連携室を通じて対応しております。

救急医療につきましては、内科24時間救急を二次救急として実施しており、小児科も泉州医療圏で輪番制の救急を構築し、産科においても24時間体制で対応しております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

本年度に、介護サービス事業だけでなく地域福祉に関するガイドマップを作成し、全世帯に配布したところです。

苦情・相談体制につきましては、介護保険課の窓口において日々受け付けており、国保連合会と連携を強化しているところであり、事業所等においても苦情処理体制等の指導をしているところです。また、本年度から介護相談員4名を新たに任命し、7名体制で施設を中心に活動しています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

本市の地域包括支援センターは、いきいきネット相談支援センターとも連携し、専門のコミュニティソーシャルワーカーを中心に様々な活動を行っています。

また、地域包括支援センター運営協議会には、すでに被保険者が委員として参画しております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

ご提案の諸施策については、関係部局と協議・検討してまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

平成17年度より生活保護受給者等就労支援事業に基づく本市「就労支援プログラム」を策定し、就労支援相談員を配置のうえ、公共職業安定所とも連携し積極的な就労支援体制を構築しています。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V感染対策と感染予防のための啓発につきましては、大阪府等の関係機関と連携しながら行ってまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検

討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

「次世代育成支援・地域行動計画」で、地域における総合的な子育て支援策として、5年間の具体的な目標事業量を定めています。通常保育については120名の定員拡大を掲げ、老朽化した60名定員の公立保育所の廃園にあわせて社会福祉法人による120名定員の保育所の開園を平成19年4月に実施し、待機児童の解消にむけた取り組みを着実に実施しています。また、延長保育については現在全園で実施していますが、前記新設保育園において午後8時までの延長保育を、さらに同園では病後児保育・一時保育の実施をしています。

地域の子育て支援事業として、現在2ヶ所で「地域子育て支援拠点事業」の「ひろば型」を、また1ヶ所でも広場事業を実施し、乳幼児とその保護者への遊びと交流の場の提供を行っています。なお、平成20年度からは「地域子育て支援拠点事業」の「センター型」を1ヶ所で新たに実施する予定となっています。ファミリーサポートセンター事業につきましては、平成16年度から実施し、会員登録・依頼件数とも順調に推移しているところです。

今後におきましても、「次世代育成支援・地域行動計画」の着実な実行と、多様な保育ニーズに対応してまいりたいと考えていますので、ご理解ください。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本市では保育所で臨時職員を一定数雇用していますが、保育の質に影響の出ないようその対応を図っています。また人材育成のための研修については、大阪保育子育て人権情報研修センターが実施しています人権保育講座等に積極的に参加し、保育士の資質向上に努めているところです。

今後におきましても、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解ください。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

放課後の子どもの安全・安心を守るため、小学校において放課後子どもプランの拡充を進めます。

「留守家庭児童会（仲よし学級）」は市内小学校区すべてに設置しており、待機児童が出ないよう努力しているところです。また、児童数の多い学級では複数学級とし、それに適応した指導員

の配置をしているところです。

今後の運営についても、事業の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

本市においては従前より、地域の教育力活性化をめざし、各中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）で学校・地域・家庭の連携のもと様々な取り組みを展開しています。また人材バンクとして、部活動や総合的な学習の時間等、学校の教育活動における社会人活用も進めておりますが、今後とも充実に努めてまいります。

「放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり」については、放課後子どもプラン事業に加え自学自習支援事業を発足させ、商店街の空き家や公民館等を活用したスポーツ・むかし遊び・学習支援等を通じ、安心安全な子どもの居場所づくりを図ります。

学校・通学路の安全ネットワークづくりとしましては、「子ども110番」の拡大と周知を図るとともに、各学校には受付員（警備員）を配置し、スクールガードリーダーの巡回及び各学校区での「子どもの安全見守り隊」による活動など、学校・通学路の安全確保に努めております。今後とも学校と地域が一体となった基盤整備に努めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

大阪府育英会奨学金制度については、すべての市内中学校で適宜周知徹底を図っています。また、進路選択支援事業としての活動も市教育支援センターに窓口を設置し、高校や大学進学等について奨学金制度の照会や個別相談・支援を行っています。市民には、市のホームページや広報等を通じて広く周知を図っています。

就学援助の水準については、現状は適正な水準と考えております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害その

ものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

人権侵害を受ける恐れのある人また侵害を受けた人に対して、予防的な意味での啓発また救済のために各専門機関と連携等を行うなど、迅速・的確な相談対応に努めております。また、常に人権相談員の資質向上を図るなど、今後も人権相談事業の充実に努めてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

2006年に男女共同参画社会基本法に基づく新たな計画「第2次泉大津市男女共同参画推進計画」を策定し、内容の周知に努めながら施策を展開しております。

審議会等への女性の参画について目標数値を30%と設定し、向上に努めているところです。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

平成19年12月に「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を制定しました。平成20年4月1日施行後は推進を図っていきます。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市においては、人権啓発課をはじめ児童福祉課・秘書広報課・労働政策課などの関連各課においても窓口を設置しており、横断的な連携が図れるようその他関係部署を含めた連絡会を設置しています。また、相談窓口は広報誌やホームページを活用し周知・広報しています。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

労働者の仕事と家庭の両立を図る次世代育成支援として介護・育児休業法が平成17年4月1日に改正施行されましたが、制度の普及には至っていません。企業と労働者及び家庭における相互理解と協力が重要であり、大阪府及びハローワーク等関係機関と連携し、周知に努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

平成11年「地球温暖化対策実行計画」を策定し、公用車の集中管理や天然ガス自動車への転換、市立病院のESCO事業、太陽光発電装置の整備等を行ってまいりました。また、学校教育の一環として、国・府・民間企業と連携し、エコカーを利用した環境教育等の実施、環境フェアの開催、広報紙でのエコドライブ特集号をはじめとする環境啓発などに努めております。今後も市民啓発・環境教育はもとよりCO₂削減に努めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、府と連携協議し啓発活動に努めてまいりました。「打ち水大作戦」への参加・協力や「緑のカーテン」のデモンストレーションを行うなど、ヒートアイランド対策事業を実施しております。今後も大阪府の指導のもと連携に努めてまいります。

また、緑化面積を増やすために、建物を建てる際の事前協議や「大阪府環境保全条例」及び「風致地区条例」に基づいた緑化面積の確保を行政指導していき、緑化面積の増加に努めます。また、新しく整備する公園の緑化面積の増加に努めます。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本市としては、公用車の集中管理・エコドライブ研修・公用車の一部使用制限等を行うなど、CO₂削減に努めております。また広報紙の特集号としてアイドリングストップはもとよりエコドライブテクニックについての記事を掲載するなど、市民に対する啓発事業を行っております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

広報紙を通じてごみの減量化及び分別収集の徹底に関する啓発を行い、また出前講座を随時実施してまいります。

平成19年8月より、白色トレイの拠点回収を実施しました。一般ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図ってまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物については、所管である大阪府と関係機関による不適正処理対策協議会が実施する啓発事業に協力するとともに、市内の不法投棄については、現在本市の衛生委員会等の各種団体を通じての連絡・通報体制を整えており、一定の成果実績を上げております。また、多発地域においては防犯カメラや看板を設置し、市民からの要望に対応しております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

岸和田市・和泉市・忠岡町の関係自治体と大津川水域水質保全対策協議会を結成し、河川汚濁

の主原因である生活排水について、河川美化啓発事業・街頭啓発事業を実施しております。また、市としましても、環境フェアやシンポジウムの開催、学校での環境教育実施、広報紙での特集号の掲載など水質保全啓発事業に努めております。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市では、現在「地域防災計画」の見直しを行っているところです。大阪府の「地震防災戦略」の詳細が判明した段階で内容を検討し、本市の計画への対応を検討したいと考えています。

また、災害時用の食糧備蓄についてはアルファ化米や飲料水等の整備を行うとともに、民間企業と緊急物資提供に関する協定を締結し、災害時の物資供給体制の整備を進めています。

さらに、地域住民なども参加した訓練としては、9月には東南海・南海地震の発生を想定した津波避難訓練を、10月にはロールプレイング方式の図上訓練、11月には直下型地震を想定した総合防災訓練を実施しました。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市は公共施設の耐震化の促進を図る目的で、平成18年度末に「公共施設耐震対策計画」を策定し、公立学校の耐震化についても計画に基づき進めているところです。なかでも、災害時に地域の防災拠点となる小中学校施設の耐震化をスピードアップさせるため、今年度計画期間を2年前倒しいたしました。また、耐震化を進めるため、国の交付金等の活用を図っていききたいと考えています。

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

現在、総合体育館・南北公民館・市民会館にはすでに設置をしております。AEDは、その安全性と有効性から、市内すべての公共施設にぜひ必要なものであり、今後さらに設置施設を増や

していきたいと考えております。関係各課と協議し、設置する方向で検討いたします。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在本市には休耕地はございませんが、今後休耕地ができれば、農業者の協力を得ながら J A 等関係機関と協議のうえ、農園等に利用できないか検討してまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

商業地や駅前等の交通結節点における街中空間の確保は、都市機能を充実させ賑わいや活気を創出するうえで重要な要素であると理解しております。また、駅周辺道路の渋滞対策・迷惑駐車対策・放置自転車対策など総合的に勘案し、企業・住民・行政が交通ルールや交通マナーの意識向上や連携を図り公共空間の確保に努めてまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

高齢者や障害者はもとより乳幼児連れや外国人など、すべての人々にやさしいノーマライゼーションの理念に基づき、総合的な観点から交通バリアフリーについて取り組んでまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車の走行環境については、有効な道路空間を創造するため「自転車利用環境整備ガイド」などを参考に、関係機関と連携し検討してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、鉄道の連続立体交差事業・パークアンドライドの提唱等道路交通渋滞の緩和にむけ、交通の円滑化を図るためのハード・ソフト施策に取り組んでおり、今後も交通安全施設の充実とあわせて推進してまいります。

11. 独自要請

地域医療体制の確立について、泉州地域における医療体制の充実を図るため、周産期医療センターの設立にあたっては周辺市町の実質的な支援と連携を講じること。

(回答)

本市の市立病院の医療テーマの一つである「子どもと女性に優しい医療」を実践するため、現在泉州二次医療圏の北部地域において産科を集約化した周産期の拠点病院となる地域周産期母子医療センターを平成21年度に開設すべく進めております。今般、「大阪府保健医療計画（案）」において、産科集約化・重点化にむけ周産期緊急医療体制の整備を進める病院に位置づけられました。

こうした状況を視野に入れながら、泉州医療圏における本市の市立病院の位置付け・役割等について、関係市町等との協議を進めるとともに、泉北地域広域行政推進協議会において、本市地域周産期母子医療センターの運営に対する協力の要請について、今後も協議してまいります。

水道事業の今後の運営施策にあたっては、地域住民への情報公開の徹底と住民合意の推進を図ること。

(回答)

水道事業の運営及び施策につきましては、本市「水道事業給水条例」等の諸規定に基づき遂行しているところですが、そのなかで地域住民への周知が必要と判断されるものがあれば、市広報等を通じ広く情報の公開をし、周知を図っているところでございます。